

「ネットいじめ」防止のための人権教育プログラム開発 —人権感覚に着目したネット上コミュニケーション能力の向上—

石橋 博和

千葉大学教育学部委託研究生

インターネット上で子供たちをめぐる様々な人権課題が生じている。情報モラル教育の指導は、ネット上での危険性や使用法の注意等が中心であり、なぜ人を傷つけてはいけないのかという人権教育の本質が含まれていないことが多い。そこで本研究では、人権感覚とネット上コミュニケーション能力を育成するために、小学校6年生児童に向けて、人権教育と情報モラル教育を融合させた人権教育プログラムを開発した。その結果、人権感覚が身に付き、情報モラル教育を取り入れた人権教育プログラムを実践することがネット上コミュニケーション能力を高めるために効果があることが分かった。

キーワード：ネットいじめ、人権教育、人権感覚、ネット上コミュニケーション能力

1. 問題の所在

今日、虐待、いじめ、体罰など子供の人権に関わるニュースが後を絶たない。中でも携帯電話やスマートフォンの普及により、インターネットを通じて特定の児童・生徒を誹謗・中傷する行為であるネット上のいじめ（以下ネットいじめ）が大きな問題として取り上げられている。ネットいじめの認知件数は、平成30年度の文部科学省の調査の結果¹⁾によると、16,334件となっており、過去最高となっている。また、校種別では小学校4,606件、中学校8,128件となっており、それぞれ年々増加してきている。こうした事態に対処するため、2008年に18歳未満の青少年が携帯電話若しくはPHS端末を利用する場合には、保護者からの申し出がある場合を除いてフィルタリング²⁾を適用することを各携帯電話会社に対して義務付ける「青少年インターネット環境整備法」が制定された。しかし、多数の児童が利用している Social Networking Service（以下SNS）アプリ「LINE」³⁾は、2019年11月現在フィルタリングが機能によって基本的にはブロックされない。そのため、有害サイトや掲示板サイトにたどり着いてしまう可能性がある。児童・生徒自身が「人を傷つけてはならない」という、自らブレーキをかけられるようになるための教育が必要である。

千葉県でも、2014年に千葉県いじめ防止対策推進条例が制定され、同年8月には千葉県いじめ防止基本方針が策

定された。この方針では、「いじめの予防のための取組」として、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育や豊かな人間関係づくりを更に充実させ推進していくことが挙げられている⁴⁾。

人権教育は、学校教育において、各教科、特に「特別の教科 道徳」、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じて推進されるものである。千葉県においても、平成30年度人権教育の推進目標及び重点事項（学校人権）として、「大切な自分大切なあなた」が掲げられている⁵⁾。ネットいじめも従来のいじめも人権を侵害する行為である。自分も相手も大切にすることを求めている、人権教育という視点からネットいじめの問題に取り組まなければならない。

そこで、ネットいじめの状況を明らかにし、自他を大切にすることができる人権感覚に重点を置き、人と人の対面の場面に限らず、インターネット上（以下ネット上）においても相手の人権を侵害しないコミュニケーション能力が求められる。

2. 基礎的理論研究

2.1. ネットいじめの定義

いじめの定義については、様々な変更がなされてきた。文部省⁶⁾（1987）は「①自分よりも弱者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない」と示している。その後一度変更があり、2007年の変更では「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的

Hirokazu ISHIBASHI: Development of a Human Rights Education Program for Internet Bullying Prevention: Improving Communication Skills on the Internet focusing on Human Rights
A Research Student committed by Faculty of Education, Chiba University

攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と変更となった。ここまではネットいじめに関する記述はなかった。

スマートフォンの普及とともに、2013年に施行されたいじめ防止対策推進法で、ネット上での誹謗・中傷がいじめとして初めて明示された。明示されたいじめの定義は、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と変化している。つまり、厚意であれ、悪意であれ、児童・生徒が苦痛を感じていないか教師が広く見ていく意識を高めていかなければならないことであろう。そして定義の中に「インターネット」という言葉が入ってきたように、学校現場だけでなく、教師の見えにくいネット上の空間についても見ていくことが必要であることを意味する。

児童・生徒は、外からは見えにくい空間であるネット上において、どのように相手とメッセージのやり取りを行えば苦痛を感じさせないか、という正しい判断をしなければならぬ。情報モラル教育でもネットいじめについて多く取り上げられているが、1で述べたとおり、ネットいじめの認知件数は増え続けている。

2.2. ネットいじめの特徴

2.1.で見たように、現在のいじめの定義にはネットいじめも含まれている。それでは、ネットいじめと従来のいじめにはどのような違いがあるのだろうか。原田（2016）は、ネットいじめと従来のいじめの現場の違いについて「ネットいじめはネット空間で行われ実際の場所や時間には関係ない（24時間攻撃環境）」と述べている⁷。

また、加害者の特定が困難であること、自覚に乏しいことなどがあげられる。実社会のいじめとリンクしている場合も多く、問題を実社会のいじめとネット上で切り離して考えてはいけない。ネット上と現実世界の両方を捉えた上で対応することが原則である。また、両方も、被害者の人権・尊厳を侵す行為であり、犯罪行為にそのまま繋がっていく可能性が高い行為であることが挙げられる。ネットいじめも従来のいじめも「いじめを受けた児童の立場に立つ」原則で対応することが求められる。

2.3. 人権教育について

法務省（1999）によれば、人権とは「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」である。さらに人権感覚について文部科学省（2008）は、「人権の価値やその重要性にかんがみ、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対

に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚である。」としている⁸。

相手を傷つけてはならないということは、心理的にかわいそうだから傷つけてはならないということより、「法として、人間の権利として認められている人権を侵害している行為であるから傷つけてはならない」と学ぶ機会が多いとは言えない。いじめる側にはなつてはいけないという指導が行われることが多いが、悪いことをしている人は悪いから仲間外れや仕返し等何をされても仕方ないという風潮が児童の世界でも存在する。そうではなく、悪いことをしている人にも人権があるため、その人の人権を侵害することは許されないことを学習の中で押さえる必要がある。

間違えてはいけないのが、逆に悪いことをしている人は人権があるから何をしても良いということではない。学校教育においては、悪いことをした児童に罰を与えるのではなく、教師による適切な指導が行われる。そのため、人権教育は、教師や児童を含めた学校全体が、相手の人権を尊重した環境であることで効力を発揮する。

2.4. アサーションについて

千葉県の人権教育は、「平成30年度人権教育の推進目標及び重点事項（学校人権）」として、「大切な自分大切なあなた」を掲げている。相手も自分も大切にしたいコミュニケーションの仕方の一つにアサーションがある。アサーションと人権教育にどのような関係があるのだろうか。

園田（2002）はアサーションについて「自分の意見・考え・気持ち・相手への希望などを、なるべく率直に正直に、しかも適切な方法で表現すること」と述べている⁹。学校という現場に置き換えて考えると、児童・生徒は学級という複数人数で構成された場所で生活している。児童・生徒はそれぞれ違う価値観をもっているため、意見が衝突する場面も見られる。アサーションの技能は、自分と相手が話し合うことにより、互いが納得できる結論に進めていくことのできる力である。アサーションを学ぶことにより、対面した時のより良いコミュニケーションの方法を理解することで、自他共に大切にしたいネット上のコミュニケーション能力の向上につながっていくと考える。

2.5. ネット上コミュニケーションについて

ネットいじめ防止には、対面で自他共に大切にできるコミュニケーションを学習するだけで良いのだろうか。石井（2003）は、コミュニケーション能力について、「コミュニケーションの目的と場面に応じて、言語及び非言語メッセージを受信と発信の両面で適切に操作する能力」と述べている¹⁰。児童はネット上が開かれた空間であるという認識が薄く、誰でも閲覧できるSNSや掲示板などを私的なやりとりや、コミュニケーションに利用することも多い。

また相手の心理状態や環境等が分からないまま言葉のやりとりが中心となるためミスコミュニケーションとなり、いじめが起りやすいと考えられる。

3. 研究の目的と方法

3.1. 研究の目的

以上の先行研究を踏まえ、ネットいじめの防止のために、児童が人権感覚の獲得を目指した学習において、情報モラル教育を取り入れた人権教育プログラムを実践すれば、ネット上コミュニケーション能力を高めることができるのではないかと仮説が成り立つ。そこで、本研究の目的は、人権感覚やネット上コミュニケーション能力を評価するための尺度を作成し、児童が人権感覚を習得しながら情報モラル教育を取り入れた学習活動の効果を明らかにすることである。

3.2. 研究の方法

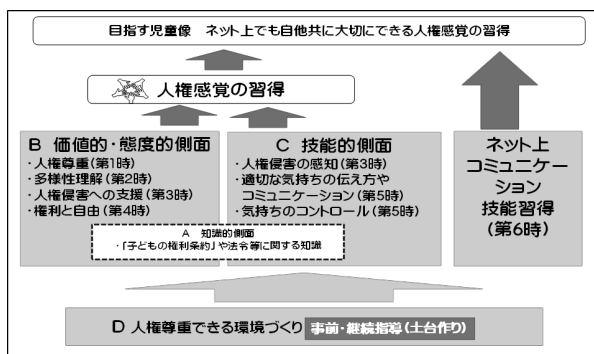
3.1.で述べた研究の目的を達成するための研究方法について述べる。先行研究や文献を調査し、小学校人権教育の分野において、情報モラルを扱った授業の課題を明らかにし、体験的な活動を取り入れた教材を開発する。開発した授業は、千葉県公立小学校6年生を対象に実践する。事前・事後の児童へのアンケートの記述、担任へのインタビューを中心に上げることで、授業の考察を行い、事前に作成した教材及び授業計画の有効性と課題について検討する。事前・事後アンケートには同一項目も設定し、t検定を中心に比較を行う。

4. 授業開発

4.1. 人権教育プログラムの作成

研究主題に対する先行研究に基づき、本プログラムは、ネットいじめについて、人権教育を通して学習できるような単元構成とした。単元を作成するにあたり、本研究におけるネットいじめ防止の人権教育プログラム構造図を作成した(図1)。

図1 人権教育プログラム構造図(筆者作成)



文部科学省(2008)の人権教育を通じて育てたい資質・能力の表¹⁾を参考にした。図1に示してある3つの側面について知識的側面をA、価値的・態度的側面をB、技能的側面をCとし、学習の場が人権尊重される環境づくりをDとした。

人権感覚の育成に関わるB 価値的・態度的側面、C 技能的側面における人権感覚習得を中心とした人権教育を行ったうえで、ネット上のコミュニケーションの特性について学んでいくことでネット上でも自他共に大切にできるコミュニケーション能力が高まると考えた。

4.2. 単元構成

人権感覚を高める単元を構成するにはどのような方法が適切だろうか。

情報モラル教育について坂元(2015)は、「座学形式による講習や授業は、知識の獲得にはよいものの、行動変容のためには、座学だけでなく、演習形式の講習や授業が有用である」と述べている¹²⁾。

表1 単元構成

時	教科	学習のねらい(◎は人権教育の視点)	主な学習内容
事前	道徳	◎友達に使う言語環境を意識することで、人権が尊重される土台作りとする。	◎自分の使っている言葉について振り返る。 ○学校で「ふわふわ言葉」「ちくちく言葉」ベスト3を決め、相手のことを思いやる意識を高める。
1		◎ネットいじめの構造を知り、いじめの例と関連付けることでいじめは人権を侵害する行為であることを気付く。(A知識的側面) ◎人権は誰でも尊重されるものであることを理解する。(B価値的・態度的側面)	○「私たちの選択肢」(ストップイットジャパン発行教材)を視聴する。 ○全体で感想を共有し、「松尾」はどんなことを苦痛に感じているか確認する。 ○松尾のされたことはいじめ(ネットも含む)であり、いじめは人権侵害の一つであることを理解する。 ○松尾のように悪いことをした人でも人権を守らなくてはならないのか考える。 ○松尾の人権を尊重しつつ、松尾にテストを見るのをやめてもらうようにするにはどのようにすればよかったのか、考える。 ○人権は誰にでもあり尊重されなければならないことを理解する。
2	特別活動	◎自分たちが生きる上で欠かせない権利の大切さを考えようとするとともに、お互いの権利を尊重しようとする。(A知識的側面) ◎一人一人の考え方や大切にしたいことは違いがあり、多様な考えを認め合うことができる。(B価値的・態度的側面)	○月、湖、山の絵を描き、全体で感想を共有する。 ○「子どもの権利条約」から、今の自分にとって大切にしたい権利をランキング形式で選ぶ。 ○グループ内で、選んだ権利について選んだ理由とともに自分の意見を発表する。 ○グループ内で話し合い、6つの権利をランキングし、グループ用のランキングシートに並べる。 ○各グループ①1位に選んだ権利②2選んだ理由を全体に発表し、共有する。 ○ランキングした権利は「子どもの権利条約」であることを知る。
3		◎いじめが起りうる状況で、傍観者の立場で何ができるか考えることで、人権侵害を受けている人を支援しようとする心を育む。(A知識的側面) ◎いじめが起きているか起きていないかを感知する技能を育てる。(C技能的側面)	○物語を聞く。 ○ワークシートに物語の感想を書く。 ○小グループとなり、観点に沿った話し合いを行う。 ○内容がいじめであるか、またどこがいじめなのか全体で話し合う。 ○いじめになりそうと思った時、傍観者(見ていた人)はどうすればいじめは防げるか、考える。 ○「子どもの権利条約」において、どの権利が侵害されているか話し合う。
4	道徳	・自由には、責任が伴うこと、自分勝手な自由ではないということに気付く。 ◎権利の自由とはどのようなことか理解し、権利には責任が伴うことに気付く。(B価値的・態度的側面)	○学校で自由にしていいと言われたら何をするか考える。 ○「子どもの権利条約」第12・13条を読み、自由とネットいじめの矛盾点に気付かせ、悪口を言ったり、暴力を仕たりしてしまうときはどんな時か考える。 ○今までの生活で、自由をすることで相手の人権を侵害した経験があるか振り返る。 ○表現の自由、表現方法の自由についてまとめる。
5	特別活動	・ストレスや不安への対処の仕方を知る。 ◎自分も相手も大切に自分の気持ちの伝え方(アサーティブ)ができるようになる。(C技能的側面)	○確にも悩みや不安、ストレスを感じることを共有する。 ○悩んだり、ストレスを感じたりした時に、どのように対処しているのか共有する。 ○対処法の一部に「自分の気持ちをさわやかに伝える方法」(アサーション)があることを知る。 ○いろいろな場面でアサーションの表現方法を実践する。
6	道徳	・コミュニケーションを行う際に重要なこととなる、自分と相手との考え方や感じ方の違いに気付く。 ◎ネット上では、相手の表情や雰囲気かわからないため、「誤解」が生まれやすいことを理解し、相手に合わせたコミュニケーションをとることができる。(C技能的側面)	○LINEなどのSNSでコミュニケーションをとるときはどんな時か考える。 ○5つの言葉を紹介し、自分が言われて嫌な言葉を順番に並べ、グループ・全体で意見交換をする。 ○LINEで友達から「おもしろいね」というメッセージとイラスト(スタンプ)が届いたら、相手はその気持ちで送ったか話し合う。 ○自分を含めた4人のグループで、会話をしている自分分だった4人のように返信するか、(トラブルが起きた時)どのように対応すればよいか話し合う。 ○SNSは、相手とネット上でコミュニケーションをとるときは、感じ方の違いが起こることを踏まえて使用することを理解する。

ネット上でのコミュニケーションについての注意点や危険性について教師と子供たちの一問一答式の授業だけで人権感覚を育てるのには限界がある。よって、少人数でのグループ活動を取り入れ、それぞれの価値観や多様性に触れるよう、児童同士で一つの考えを導いたり、話し合ったりする体験的な活動を毎時間取り入れた。そして、人権教育プログラムを使用し、6時間扱いで単元全体を構成した(表1)。

5. 授業実践の実際

公立小学校第6学年2学級、71名で実施した。検証授業前の9月に1回、検証授業期間中の10月に1回と月1回のペースで、人権が尊重できる環境づくりとして、コミュニケーションに大きな影響を与える、対面での言葉遣いを継続的に振り返る機会を設けた。内容は、聞いていて気持ちのよい言葉を「ふわふわ言葉」と、聞いていて嫌気もちになる言葉を「ちくちく言葉」とし、ベスト3を決定するものである。そして1ヶ月後、決定した「ふわふわ言葉」を使うことが増え、「ちくちく言葉」を減らすことができているのかを確認する。改めてベスト3を決定し、新たな言葉があれば更新した。

第1時では、映像教材により、視覚的にネットいじめの実態を理解することから入る。いじめは悪い、いじめは人権侵害ということだけではなく、いじめている登場人物も守られないといけないということ、人権という権利があるため誰もが守られるべき存在であること、人権は憲法に基づいているものであることを理解できるようにした。授業後の児童の感想からは、「悪いことをしている人を反省させるようなことは強要してはいけないことが分かった」「人権は誰にでもある大切な権利であることが分かった」とあり、人権について理解が深まったと考えられる。

第2時では、国際条約であり日本も批准している「子どもの権利条約」¹³(以下権利条約)を教材に使用した。ランキング法¹⁴を使い、どの権利が大事かランキングに表すことにより、どの権利も大切がゆえに順位をつけること、さらに複数の児童で一つのランキングを作成することは難しいことを実感させた。人権の大切さと人間の多様性に迫る授業展開とした。図2は実際にグループごとに児童がランキングしたものである。個人→集団の作業を行うことで、集団という価値観の違う者同士で一つのランキングを作ることの難しさを実感させた。ランキングを作成して気が付いたことを全体で共有する場面では、児童から「どれも大切なものだから順位を付けるのが難しかった」「権利が一つでもなくなってしまったら生活できなくなる」「当たり前と思っていることが大事なものだ」と分かったなど、自分たちは権利によって守られること、権利は大切に

いかなければならないものだという事に気付いた発言が多く見られた。



図2 第2時 権利条約の各グループのランキング

第3時は人権侵害をされている人への支援の方法について、学校の生活場面から、この場面にはいじめがあったのかどうかの議論を行った。第4時は権利条約の条文から自由と権利の矛盾点について、第5時は対人コミュニケーションでアサーティブな表現について学習し、どのような対応をすれば自他共に大切にしたい接し方ができるのか、自分自身で心地よさを感じることができるよう役割演技を取り入れた授業展開とした。それぞれ人権感覚の育成に関わるB 価値的・態度的側面、C 技能的側面で「ネットいじめ」に関わる要素を取り上げた。第5時で対面でのアサーティブなコミュニケーションの仕方について学習した後、第6時はネット上でのコミュニケーションの特性について学習計画を組んだ。前時の対面時、ネット上でのコミュニケーションと対峙して学習できるようにしたいと考えた。おもしろいね、という言葉だけでも、すごくバカにした気持ちなのか、ちょっとだけおもしろいという気持ちなのか、すごく面白いという気持ちなのか、児童の意見は様々に分かれた。第5時と第6時の内容を対峙させることで、対面している、していないという違いの中での言葉のやりとりは相手に誤解される場合があることが理解できたと考えられる。

このように、単元構成を人権が尊重される学級づくりから人権感覚の育成、そしてネット上のコミュニケーションの特性を学習する人権教育を取り入れた情報モラル教育というプログラムを設定することで、SNS等での正しいネット上コミュニケーションの知識を身につけるだけでなく、なぜ人を傷つけてはならないのかという本質に迫る、自他共の人権を尊重したネット上コミュニケーション能力が育まれることができた。

6. 授業実践の考察

本単元の事前・事後の時期において、児童71名を対象に人権感覚の習得、ネット上コミュニケーション能力を測る尺度を開発した。

6.1. 人権感覚の変容

人権感覚がどれだけ高まったのかを測定するために開発した尺度として、文部科学省(2008)に示されている人権感覚の習得に関わる2つの側面(価値的・態度的側面、技能的側面)の項目¹⁵を参考にし、作成した(表2)。

表2 人権感覚を測る尺度質問項目 (*は反転項目)

質問番号	価値的・態度的側面	質問内容
1*	人間の尊厳、自己価値及び他者の価値を感知する感覚	クラスで暴力をしたり悪口をよく言ったりする人がいます。その人は悪いことをしているのでクラスにいない方がよい。
2	人権の観点からの自己自身の行為への責任感をもつ	人のことは傷つけてはいけないと思っている人は、人のことを傷つけないと思う。
3	正義、自由、平等などの実現に向かって活動する意欲	同じトイレ掃除の友達を掃除をせずに遊んでいます。一緒に遊ぶのではなく、「掃除しようよ」と注意したり、先生や友達に相談したりすることができます。
4	人権侵害を受けている人々を支援しようとする意欲	友達が悪口を言われたり、たたかれたりしています。見て見ぬふりをしないで「やめようよ」と注意したり、先生や友達にやめるよう相談したりするなど、助けようとする事ができる。
5	自己についての肯定的態度	あなたには、よいところがある。
6*	自他の価値を尊重しようとする意志・態度	学級会にて、お楽しみ会で何をして遊ぶかを話し合っています。多数決をとって人数が少ない方の意見は全く聞かなくてよい。
7	多様性への開かれた心と肯定的評価	あなたは給食をはいぜんしてもらうために並んでいます。給食当番の一人が手をけがしているから遅くてもしょうがない」と考えて待つことができる。
8*	社会の発達に主体的に関与しようとする態度	学校・クラスがそのまま平和であれば、より良くなるように考えて生活しなくてもよい。
	技能的側面	質問内容
9*	人間の尊厳の平等性をふまえ、相違を認め受容する技能	重いものを持つのは男子の仕事、料理をすることは女子のすることである。
10	他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性	友達にこう言ったら傷つくだろうと考えて発言したり、悲しんでいる友達に「だいじょうぶ？」などと声をかけたりすることができる。
11	対立を非暴力的で、双方にプラスとなる解決をする技能	友達と意見がちがっても、ぼう力をしたり悪口を言ったりしないで、相手だけでなく、自分も納得できる。
12	能動的な傾聴	友達が悪口を言われて悲しんでいます。自分からその友達に「そうだね、いやだったんだね」などと、相手に合わせて話を聞くことができる。
13	適切な自己表現等を可能とするコミュニケーションの技能	テストで100点を取りました。喜びたいけど点数が悪かった友達もいるので、友達がいやな気持ちにならないように自慢(じまん)することをがまんできる。
14*	他の人と対等で豊かな関係を築ける技能	Aくんはいつもクラスのみんなに悪口を言っています。クラスのみんなはAくんがあまりにも悪口を言うので仲間外れにしました。Aくんが悪いので仲間外れをされても仕方ない。
15	人間関係のゆがみ、偏見、差別などを見きわめる技能	ドッジボールをしています。Aくんが「Bくんは下手だから同じチームはいやだ」とB君を差別しています。Aくん「差別はだめだよ」と注意したり、先生や友達にやめるよう相談したりするなど、助けようとする事ができる。
16	複数の情報から、公平で均衡のとれた結論に到達する技能	Aくんが「Bくんがあなたの悪口を言っているよ」と言ってきました。一人の話だけで決めつけしないで、本人を含めた何人かの話を聞いて、本当かどうか確かめる。

質問紙には、それぞれの諸要素項目を学校の生活場面に置き換えたものを使用した。学校の生活場面に置き換えることによって、児童が人権感覚をとらえやすくなる。そしてその場面を見てどう考えるのかを「4.とてもそう思う 3.まあまあそう思う 2.あまり思わない 1.全く思わない」の4件法で回答(反転項目も一部あり)させ、4点満点として集計した。そして、人権感覚の諸要素ごとに事前・事後の合計点を算出した。

検証授業の事前と事後の平均値の差が統計的に有意か確かめるために、有意水準5%で対応のある両側t検定を

行った。価値的・態度的側面、技能的側面とも有意差が見られた(表3)。

表3 人権感覚を測る尺度項目別変容

		事前	事後	P値
A 価値的・態度的側面	平均値	2.87	3.01	0.003
	標準偏差	(0.36)	(0.39)	**
B 技能的側面	平均値	2.93	3.06	0.023
	標準偏差	(0.49)	(0.52)	*
A・B総合	平均値	2.90	3.04	0.002
	標準偏差	(0.38)	(0.42)	**

*: p<.05 ** : p<.01 n.s. : 非有意

価値的・態度的側面の平均値は0.14上昇した。事前調査で平均値が一番低かった児童Cの授業後の感想では、「人権はみんな同じだけど、人はそれぞれ違う。感じ方や考え方が違うことを考えて友達と仲良くしたい。」と記述している。この児童について、授業後の担任インタビューでは、担任は「少しずつ友達に対しての言葉がけが優しくなった」と答えた。児童Cは人権を大切に生活しようとする意欲が高まり、態度にも表れた。

技能的側面については、平均値は0.13上昇した。平均点の伸びが一番大きかった児童Dの授業後の感想では、「今までは悪口を言っている人は、仲間外れや仕返しされて当然と思っていたけれど、悪口を言うことをやめるよう伝えたり、やめたら仲間外れにしないでグループに入れてあげたりしたいと思う。修学旅行のグループを決める時に行動できた。」と記述していた。

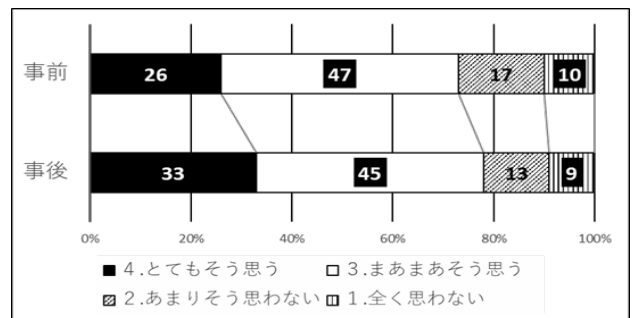


図3 人権感覚を測る尺度の学級別割合の変化

表2の質問項目14「他の人と対等で豊かな関係を築ける技能」の伸びが高く、悪いことをしている友達にも対等に接していこうとする姿が、実際の生活場面でも見られた。また「4.とてもそう思う 3.まあまあそう思う」と回答した児童の割合は5%上昇した(図3)。

6.2. 学校環境適応感尺度「アセス」

2.1.で述べた文部科学省のいじめの定義に、いじめとは「児童等が心身の苦痛を感じているものをいうこと」とあ

る。そこで、心身の苦痛を感じているかを測定する尺度として、学校環境適応感尺度「アセス」（以下アセス）を使用した。アセスは、6因子（「生活満足感」「教師サポート」「友人サポート」「比侵害の関係」「向社会的スキル」「学習的適応」）から、子供個人の学校適応感をとらえることができる。栗原・井上（2010）は適応感について、「個人と環境との主体的な関係」のことで、個人の適応の一指標です。「適応感が低い」ことは、わかりやすく言えば、本人がSOSを発信しているということです。」と述べている¹⁶。回答形式は、「5.あてはまる」から「1.あてはまらない」までの5件法が用いられている。6因子の中での非侵害の関係尺度について、「無視やいじわるなど、拒否的・否定的な友達関係がないと感じている程度を示す」とあり、人権侵害を感じているかとらえることを目的として使用した。

表4 学級別アセス非侵害の関係因子事前事後変容

		事前	事後	P値
非被害的關係	平均値	49.8	53.2	0.02
	標準偏差	(9.9)	(11.7)	*

* : p < .05 ** : p < .01 n. s. : 非有意

検証授業事前と事後の平均点の差が統計的に有意か確かめるために、有意水準5%で対応のある両側t検定を行った。表4に示すとおり、平均値は3.4上昇し、有意な差が見られた。児童Eは、授業後の感想で「修学旅行の班決めの時、今まで少し意地悪だった友だちが班に入れてくれて、久しぶりに一緒にいたけど、あまりいじわるしなかった。」と記述している。

6.3 ネット上コミュニケーション能力の変容

ネット上で、相手の人権を尊重するコミュニケーション能力がどれだけ向上したか測定するための尺度を開発した。

表5 ネット上コミュニケーション能力尺度 質問項目例

質問内容	選択肢
SNSで友達とメッセージを送り合っています。あなたが大切にすることを選みましょう。(いくつ選んでもよいです)	①相手の気持ちを考えてメッセージを送る。
	②友達のおもしろい写真を投稿しても、信用できる友達しか送らないので大丈夫。
	③友達のおわきばなしは、多くの人に広めた方がよい。
	④相手のメッセージでいやな気持ちになったときは、思いがけいがあるといけないので、直接会って話をする。

開発した尺度はICTプロフィエンス検定協会¹⁷の作成した、情報モラルテスト(P検定)を参考にした。質問項目の一部である(表5)

この質問の場合、相手の人権を尊重した正しい行動の選択肢は①と④である。選択肢は4つで正解数は1つか2つ(2つの場合、児童にはいくつ正解があるかは分からな

い)に設定した。このような質問項目を複数作成し、複数正解問題をすべて正解した場合は2点、1つ正解した場合は1点(正解が1つしかない問題も同様)、不正解は0点として測定した。

検証授業事前と事後の平均値の差が統計的に有意か確かめるために、有意水準5%で対応のある両側t検定を行った。

表6 ネットコミュニケーション能力尺度事前事後変容

	事前	事後	P値
平均値	6.47	7.55	0.04
標準偏差	(0.69)	(0.45)	*

* : p < .05 ** : p < .01 n. s. : 非有意

表6のとおり、有意な差が見られた。平均値は1.08上昇した。2学級のうち、事前に低かった学級の方が僅かながら伸びが大きかった。特に平均値が低かった下位層の伸びが高く、その中の児童Fも授業後の感想で「これからはLINEで自分がいいからと思っても、相手が傷ついてしまうことも考えてからメッセージを送らないといけなかった。」と記述している。つまり、ネット上では相手の感じ方が見えなかったり、雰囲気に分らなかつたりすることを学習したことで、ネット上のコミュニケーションの仕方を理解したためとみられる。

検証の結果から、人権感覚の獲得を目指した学習において、情報モラル教育を取り入れた人権教育プログラムを実践することで、ネット上コミュニケーション能力が高める成果をあげることができた。

7. 研究の成果と課題

7.1. 成果

成果として三点を挙げる。

一点目は、単元の導入で、ネットいじめについて映像教材を使用して児童・生徒が視聴することにより、単元終了まで、登場人物を基に「いじめる側」「いじめられる側」「傍観者」など、ネットいじめの構図を全体で共有しやすくなることができたことである。

二点目は、人権とは何であるかという知識が身に付いたことで、授業後の感想の記述や、日常生活でのクラスメイトとの会話の中で、人権を前向きに大切にしていこうという言葉が見られるようになったことである。

三点目は、人権という視点が増えたことで、人権侵害を加えてきた人に反撃することや、仲間はずれにすることは同じように人権侵害であることを理解することができたことである。

7.2. 課題

課題として一点を挙げる。

ネット上のコミュニケーション能力については、実際に相手とのメッセージ等のやりとりを確認することはできないため、自他共に大切にしたいコミュニケーションをとることができているかを見取る手立てが必要ということである。

-
- 1 ネットいじめの認知件数の調査結果については、文部科学省 HP の「平成 30 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」を参照
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/10/1422020.htm
 最終閲覧日 2020 年 1 月 25 日
 - 2 フィルタリングについては、法務省 HP の「電気通信消費者情報コーナー」を参照
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/filte ring.html 最終閲覧日 2020 年 1 月 25 日
 - 3 LINE 株式会社 <https://linecorp.com/ja/> 最終閲覧日 2020 年 1 月 25 日
 - 4 いじめの予防のための取組については、千葉県教育委員会 HP の「千葉県いじめ防止基本方針」を参照
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/seitoshidou/ijime mondai/kihonhoushin.html> 最終閲覧日 2020 年 1 月 25 日
 - 5 人権教育の推進目標及び重点事項（学校人権）については千葉県教育委員会 HP を参考
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/jisei/jinkennyouiku/mo kuhyoujuuten.html> 最終閲覧日 2020 年 1 月 25 日
 - 6 2020 年 1 月現在の名称は文部科学省
 - 7 原田（2016）、p.16
 - 8 文部科学省（2008）、p.5
 - 9 園田（2002）、p.79
 - 10 石井（2003）、p.242
 - 11 文部科学省（2008）、p.7
 - 12 坂元（2015）、p.85
 - 13 子どもの権利条約については、公益財団法人 日本ユニセフ協会の HP を参照
https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html 最終閲覧日 2020 年 1 月 25 日
 - 14 ランキング法とは、人権教育の効果的な指導のための方法と技術の一つである。ランキング法については文部科学省 HP の「別冊 人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] 実践編」の指導方法の在り方を参照
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/attach/1370772.htm 最終閲覧日 2020 年 1 月 25 日
 - 15 文部科学省（2008）、p.7
 - 16 栗原・井上（2010）、p.8
 - 17 ICT プロフィエンス検定協会については、HP を参照
<https://www.pken.com/tool/moral.html> 最終閲覧日 2020 年 1 月 25 日

引用文献

- 石井敏（2003）『異文化コミュニケーション・ハンドブック』、有斐閣
- 栗原慎二・井上弥（2010）『アセスの使い方・活かし方』、ほんの森出版
- 坂元章（2015）「最近の情報モラルに関する問題 ―必要とされていること―」、小児保健研究第 74 巻、第 1 号、pp.83-85
- 園田雅代（2002）「概説：アサーション・トレーニング」、創価大学教育学部論集、第 52 号、pp.79-90
- 原田光久（2016）『サイバートラブル・人権研修テキスト（抜粋版）』
- 法務省（1999）「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深め

るための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について（答申）」

http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi_990729-2.html#1
 （2020 年 1 月 25 日最終確認）

文部科学省（2008）『人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]』

文部省（1987）「昭和 61 年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」

謝辞

1 年間ご指導を賜りました千葉大学教育学部藤川大祐先生、また検証授業にご協力いただいた小学校の児童・職員の皆様に心から感謝申し上げます。